

平成27年10月吉日

株式会社リブウェル

12月1日より「改正労働安全衛生法」施行

医師、保健師などによるストレスチェック義務化への対策

『ストレスチェック制度 最終対策講習会』（東京・のご案内）

拝啓

霜降の候、貴社いよいよご隆盛のこととお慶び申し上げます。

ご周知のとおり、12月1日から改正労働安全衛生法が施行されます。これにより従業員50名以上の事業所では、従業員にストレスチェックを実施することが義務化されます。現在、マイナナー対策に追われている企業が多く、ストレスチェックの対策は後回しになっているところが大半です。メンタルヘルス疾患に対する企業の法的責任が増々問われることが多くなったこともあり、ストレスチェックとはなんなのか、具体的に何をしなければいけないのか、正確な対応策を知りたいという企業担当の声が全国から多く寄せられており、本講習会の開催に至りました。

今回の講習会では、制度に精通した講師が施行前に実施すべき対策をお伝えします。12月の施行に向け、これまで対策をしている企業は施行前の最終確認用に、もし対策がまだの企業であれば義務化対策を知る最後のチャンスとして活用できます。申し込み多数の場合、募集を締め切りますのでお早めの申込みをお勧め致します。まずはご案内までよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

『ストレスチェック制度 最終対策講習会』（申込順先着32名・個別相談会は3名様限定）

- 【内容】
- ・ストレスチェック制度の概要
 - ・義務化対策のポイント
 - ・いつまでに何をしなければいけないか
 - ・不調を訴える従業員への対応策
 - ・適切に実施しなかった場合のリスクとリスクヘッジの方法
 - ・ストレスチェック活用法
 - ・モチベーションUP、業績UPのための施策

【日時】<東京会場> 11月16日（月）13時～15時（JR品川駅より徒歩5分）

<大阪会場> 11月12日（木）13時～15時（地下鉄堺筋本町駅より徒歩7分）

【場所】東京会場：港区高輪3-25-22 高輪倶楽部 大阪会場：大阪商工会議所6階桜の間

【参加費】1名5000円（税込）（事前振込・当日領収書発行）

【講師】株式会社ヒューマンファースト 代表取締役 山本陽亮氏（産業カウンセラー／CDA）

【参加特典】・ストレスチェック対策実施のチェックシート・当日または後日の無料相談（1回）

（対象：企業の人事責任者・担当者の方。なおコンサルタントや営業目的の方等はお断りしています）

<本件に関する問い合わせ先> 株式会社リブウェル 本社大阪市北区芝田2-8-7 八木ビル3F FEP

TEL 06-6346-9077 返信先FAX 050-3730-2273

ホームページ <http://www.live-well.jp/> メールアドレス info@live-well.jp

<返信欄： FAX返信番号 050-3730-2273 お申込者には振込情報をお送りします>

参加する場合→会場をお選びください 東京会場 ・ 大阪会場

御社事業所名		ご住所	
電話番号		FAX番号	
ご参加者名		メールアドレス	
役職		備考(連絡事項)	

お申込みは先着順となっております。定員を超えた場合は受付を終了します点ご了承ください。